

# 第15章

## 地域統合

### 1. ルールの概観

#### (1) ルールの背景

GATT・IMF体制を中心とするグローバリズムは、戦後の世界経済の発展を支えてきた。しかし、1990年代以降、先進国、開発途上国を問わず地域統合は増加・拡大の一途をたどっており、現在、世界貿易の相当の部分占めるようになっている(図表15-1、15-2)。EU

においては、EUからの総輸出額のうち66.8%がEU加盟国への輸出であり、EUへの総輸入額の64.6%がEU加盟国からの輸入となっている。また、NAFTAにおいては、NAFTAからの総輸出額のうち55.8%がNAFTA構成国への輸出となっている。

<図表15-1> 世界貿易に占める各地域及び主な地域貿易協定の割合(モノ分野)

	輸 出				輸 入			
	輸出額(2005年)		増加率(%)		輸入額(2005年)		増加率(%)	
	10億ドル	シェア(%)	2005	00-05	10億ドル	シェア(%)	2005	00-05
世界	10159	100.0	13	10	10511	100.0	13	10
北米	1478	14.5	12	4	2285	21.7	14	6
(米国)	904	8.9	10	3	1732	16.5	14	7
中南米	355	3.5	25	13	298	2.8	23	8
欧州	4372	43.0	8	11	4543	43.2	9	10
CIS	340	3.3	28	18	216	2.1	25	22
アフリカ	298	2.9	29	15	249	2.4	19	14
中東	538	5.3	35	15	322	3.1	17	14
アジア	2779	27.4	16	11	2599	24.7	16	12
(日本)	595	5.9	5	4	515	4.9	13	6
(中国)	762	7.5	28	25	660	6.3	18	24
EU	4001	39.4	7	10	4135	39.3	9	10
NAFTA	1477	14.5	12	4	2268	21.6	14	6
メルコスール	163	1.6	21	14	114	1.1	20	5
ASEAN	653	6.4	15	9	594	5.7	16	9

(出所) WTO事務局編、WTO Annual Report 2006 International Trade Statistics より作成

(注) 2005年増加率は対2004年比

<図表 15— 2 > 主な地域貿易協定における域内貿易・域外貿易の割合（モノ分野）

	輸出額（2005年）					輸入額（2005年）				
	全体 (10億ドル)	域内(%)		域外(%)		全体 (10億ドル)	域内(%)		域外(%)	
		シェア	増加率	シェア	増加率		シェア	増加率	シェア	増加率
EU	4001	66.8	6	33.2	10	4135	64.6	6	35.4	14
NAFTA	1477	55.8	11	44.2	12	2268	34.5	11	65.5	15
メルコスール	163	12.9	23	87.1	20	114	19.7	25	80.3	17
ASEAN	653	24.9	15	75.1	15	594	24.3	20	75.7	15

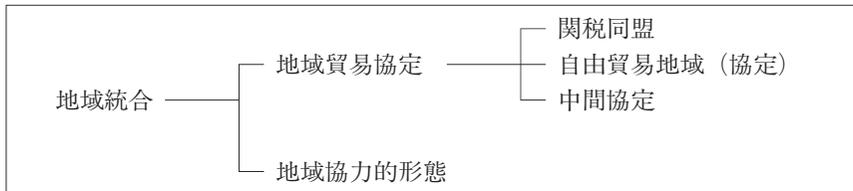
（出所）WTO事務局編、WTO Annual Report 2006 International Trade Statistics より作成

（注）増加率は対2004年比

WTOでは、地域貿易協定（Regional Trade Agreement）を「関税同盟（Customs Union）」及び「自由貿易地域（FTA:Free-Trade Area）」、並びにそれらの形成のための「中間協定（Interim Agreement）」の三つの概念に分類している（図表 15— 3 参照）。関税同盟と自由貿易地域を比較すると、域内の関税・制限的通商規則を撤廃することにより域内の貿易を自由化することは両者に共通する点であるが、関税同盟

では各締約国が域外から輸入する産品への関税率・通商規則を実質的に同一にしなければならないのに対し、自由貿易地域ではそうした必要がない点で異なる。

なお、本章では、WTO上の地域貿易協定と、これには含まれないアジア太平洋経済協力（APEC）のような地域協力的形態のものを合わせて、「地域統合」との用語を用いる。これを図式化すると、以下のようになる。



地域貿易協定は、GATT 第 24 条により、域外に対して障壁を高めないことや、域内での障壁を実質上のすべての貿易で撤廃すること等の一定の要件を満たすことを条件に、最恵国待遇原則の例外として正当化されるものである。しかし、地域貿易協定は、域内の貿易の自由化を促進する面があるものの、域外に対して障壁を高めるような場合には貿易の自由化を阻害する。このため、WTO 体制が形骸化されることのないように、GATT 第 24 条の適正な運用が行われるべきである。

## （2）法的規律の概要

### ① WTO 協定における地域貿易協定についての規定

GATT は、第 1 条で最恵国待遇を基本的な原則として規定しており、特定国との間のみで関税を引き下げることが原則として許容しないこととなっている。

しかし、第 24 条において、関税同盟及び自由貿易地域の設定及びそのための中間協定の締結の目的が、域内と域外国との貿易に対する障害を引き上げることではなく、域内の貿易を容易

にすることである場合には、貿易自由化の見地から許されるとし、以下の要件に適合することを条件(図表15-3)に、最恵国待遇原則の例外として認めている。

WTO発足以前は、多くの関税同盟あるいは自由貿易地域のGATT第24条との整合性の問題は、締約国団へ通報された個々の地域貿易協定毎に設置された作業部会において審査されてきた。しかし、第24条は、「実質上のすべての貿易」、「その他の制限的通商規則」、「全体として…高度なものであるか又は制限的なものであってはならない」等の曖昧な表現が用いられているため、地域貿易協定の審査は、ほとんどの場合、第24条の解釈をめぐる対立し、審査報告書案はすべて両論併記で終わっている。

GATT第24条の解釈は、1957年のヨーロッパ経済共同体(EEC)を設立したローマ条約に対する審査において問題となり、1994年末までに審査を終了した69の作業部会のうち、整合性の問題につきコンセンサスに達することができたのはわずか6件という状況であった。また、ほとんどすべての地域貿易協定の審査においてGATT第24条との整合性につき意見が対立したにもかかわらず、地域貿易協定の特惠措置がGATT第24条で正当化されるかについてパネルで争われたのはこれまでに3件しかなく、パネル報告も未採択である(なお、WTO体制となってから地域貿易協定に関する数件の上級委員会報告が出されているが、これらの報告書は第24条の核心部分について明示的な判断を下したわけではなく、第24条の解釈を明確化する意義は未だ存在する。)

ウルグアイ・ラウンド交渉では、第24条の解釈を困難としている不明確な要件を無くすための討議が行われた。その結果、第24条5項(a)に規定する「関税の全般的水準」に関する要件については、「GATT第24条の解釈に関する了

解」において、EUが用いてきた算術平均ではなく、貿易量を加味した加重平均を用いることが明記された。しかし、第24条8項に規定する「実質上のすべての貿易」に関する要件については、主要産品を除くことは認められない旨の提案がなされたが合意に至らなかったため、以下のような限られた改善しか行われなかった(図表15-4)。なお、更に、サービス分野については、サービス協定(GATS)第5条にGATT第24条と同様の表現を加えることとなった(図表15-5)。

また、2001年11月に開催されたドーハ閣僚会議で採択された閣僚宣言において、地域貿易協定に適用されるWTOの規律及び手続の明確化及び改善を目指して交渉することが合意され、現在その交渉が進められている。手続の明確化については合意に至り、2006年12月14日の一般理事会において、地域貿易協定透明性メカニズムが採択された(詳しくは、③(b)参照)。ドーハ宣言パラ47の「アーリーハーベスト」として暫定的に適用される。また、一年後にその運用を踏まえてシステムを見直し、恒久的なメカニズムにする予定である。今後の交渉では、地域貿易協定が達成すべき自由化水準等の明確化について議論される。

なお、これまでの我が国の経済連携協定の自由化水準は次のとおりである。2002年11月に発効した、我が国にとって最初の経済連携協定である日シンガポールEPAでは、発効当初、日本からシンガポールへの輸出額の100%、シンガポールから日本への輸入額の約94%、往復貿易額の約98%の産品について、協定発効後10年以内に関税撤廃されることとなっていた。その後、2006年6月からの見直し交渉の結果、2007年1月、日本側は一部の石油・石油化学製品や一部の熱帯産品等を関税撤廃の対象に拡大する内容で大筋合意に達した。なお、シンガポ

ール側は金融サービスに係る特定約束を改善することを約束した。

また、2005年4月に発効した日メキシコEPAでは、日本からメキシコへの輸出額の約98%、メキシコから日本への輸入額の約87%、往復貿易額の約96%の製品について、協定発効後10年以内に関税撤廃されることとなっている。さらに、2006年7月に発効した日マレーシアEPAでは、日本からマレーシアへの輸出額の約99%、マレーシアから日本への輸入額の約94%、往復貿易額の約97%の製品について、協定発効後10年以内に関税撤廃される。日フィリピンEPAは2006年9月に署名に至り、日本からフィリピンへの輸出額の約97%、フィリピンから日本への輸入額の約92%、往復貿易額の約94%の製品について、協定発効後10年以内に関税撤廃されることになっており、現在、発効に向けて準備中である。

以上のとおり、これまでの我が国の経済連携協定では、10年以内に貿易額の90%以上の自由化水準を達成している。

他国の例については、CRTAでの地域貿易協定審査における文書によると、各FTA/EPAの関税撤廃率は次のようになっている。

米国が締結したFTAを見ると、NAFTA(1994年発効)では域内貿易額の99%以上の製品について、また、米ヨルダン協定(2001年発効)では往復貿易額の99%以上の製品について、協定発効から10年以内に関税撤廃することとなっている。また、米豪協定(2005年発効)では、豪州側は全ての品目について関税撤廃を行うものの、米国側は農水産品に除外品目を有しており、全体として品目数ベースで約98%の関税撤廃率となっている。

カナダ-チリ協定(1997年発効)では、チリからカナダへの輸入額の100%、カナダからチリへの輸入額の88.5%、往復貿易額の93.4%

の製品について、協定発効後10年以内に関税撤廃することとなっている。チリ側の関税撤廃率が低いが、10年超の関税撤廃期間を定めており(最長18年)、それを含めるとチリ側の関税撤廃率は99.5%となる。また、韓国チリ協定(2004年発効)においては、韓国からチリへの輸入額の77.3%、チリから韓国への輸入額の99.9%の製品について、協定発効から10年以内に関税撤廃することとなっている。この場合もチリ側の関税撤廃率が低いが、協定発効から13年以内で考えると、チリ側の関税撤廃率は96.2%となる。

メルコスール(1991年発効)は、ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ、ウルグアイの4カ国による関税同盟であり、授權条項を根拠としている。原則として域内関税を撤廃したものの、砂糖等各国毎に除外品目を認めており、域内の関税撤廃率は貿易額ベースで約95%となっている([http://www.mre.gov.br/ingles/politica\\_externa/mercosul/merco\\_intro.asp](http://www.mre.gov.br/ingles/politica_externa/mercosul/merco_intro.asp)を参照)。

ヨーロッパにおいては、EC(1958年発効)は全ての品目について関税撤廃を約束しており、ECメキシコ協定(2000年発効)では往復貿易額の97.1%の製品について、また、ECチリ協定(2003年発効)でも往復貿易額の97.1%の製品について、協定発効から10年以内に関税を撤廃することとなっている。

アジアにおける取組みを見ると、AFTA(1992年発効)では、ASEAN原加盟国(ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ)は2010年、新規加盟国であるCLMV(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム)は2015年を目標に関税撤廃を目指しており、最終的な関税撤廃率は品目数ベースで約99%となる予定である。また、AFTA実現のためのメカニズムとして関税率を0~5%とする共通有効特惠関税(CEPT)があり、各国は毎

年 CEPT 対象品目を見直し拡充を行っているが、2002 年時点の CEPT 対象品目は品目数ベースによる全加盟国の数値で約 83 % (ASEAN 原加盟国では約 98 %) となっている。

中国 ASEAN 協定 (2003 年発効) では、最終税率を 0 ~ 5 % までに引き下げるセンシティブトラック品目が設けられ、中国及び ASEAN 原加盟国に対しては、HS 6 桁の品目数で 400 品目以内及び輸入額の 10 % 以内、CLMV は HS 6 桁の品目数で 500 品目以内の上限があるため、この分を差し引くと、貿易額ベース及び品目数ベースでの最終的な関税撤廃率は少なくとも

も 90 % を超えるとみられる。

豪州—ニュージーランド協定 (1983 年発効)、シンガポール—ニュージーランド協定 (2001 年発効) では、全ての品目につき 10 年以内の関税撤廃を約束している。豪州—タイ協定 (2005 年発効) では、タイから豪州への輸入額の 100 %、豪州からタイへの輸入額の 99 % の製品について、協定発効後 10 年以内に関税を撤廃することとしており、豪州やニュージーランドは 100 % という高いレベルの関税撤廃率を達成している。

<図表 15—3> GATT 第 24 条における関税同盟、自由貿易地域、中間協定の要件

(第 24 条 5 項、8 項の要件)		
	第 24 条 5 項	第 24 条 8 項
関税同盟	(a) 域外に対し、関税その他の通商規則が、関税同盟の組織前の関税の一般的な水準及び通商規則より高度なものであるか又は制限的なものであってはならない。	(a) (i) 関税その他の制限的通商規則 (第 11 条、12 条、13 条、14 条、15 条及び 20 条を除く) を構成地域間の実質上のすべての貿易について廃止する。かつ、 (ii) 同盟の各構成国が、実質的に同一の関税その他の通商規則をその同盟に含まれない地域の貿易に適用する。
自由貿易地域	(b) 域外に対し、関税その他の通商規則が、地域統合前にそれらの構成地域に存在していたものより高度又は制限的であってはならない。	(b) 関税その他の制限的通商規則 (第 11 条、12 条、13 条、14 条、15 条及び 20 条を除く) を構成地域間の実質上のすべての貿易について廃止する。
中間協定	(c) 上記(a)又は(b)に加え、妥当な期間内に地域・同盟を完成させるための計画及び日程を含まなければならない。	
(補償的調整)		
関税同盟：第 24 条 5 項(a)の要件を満たすに当たり、譲許税率よりも関税を引き上げる場合には、補償的調整を行う (第 24 条 6 項)。		
(締約国団への通報、締約国団による検討)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>自由貿易地域、関税同盟又は両者の中間協定に参加することを決定する締約国は、その旨を直ちに締約国団に通報しなければならない (第 24 条 7 項(a))。</li> <li>通報後、締約国団は、中間協定に含まれる計画及び日程をその中間協定の当事国と協議して検討し、適当な場合には勧告を行う (同項(b))。</li> </ul>		

<図表 15-4> GATT 第 24 条の明確化のための解釈了解等

<p>(a) 1994 年の GATT 第 24 条の解釈に関する了解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ GATT 第 24 条 5 項(a)にいう関税同盟の「関税の全般的な水準及び通商規則」における関税の計算方法には、貿易量を加味した加重平均関税率を用いる (パラグラフ 2)。</li> <li>・ GATT 第 24 条 5 項(c)にいう中間協定における地域統合の完成までの「妥当な期間」は、原則 10 年以内とする (パラグラフ 3)。</li> <li>・ 関税同盟の構成国が譲許関税率を超えて関税を引き上げる場合には、関税譲許の修正等を行う前に GATT 第 28 条 (条許表の修正についての手続き) に基づき交渉を開始する (パラグラフ 4)。</li> <li>・ 関税同盟の設立の結果として、関税率の削減の利益を得る加盟国は、関税同盟の構成国に対し補償的調整 (いわゆる「逆補償」) をする義務はない (パラグラフ 6)。</li> <li>・ 物品理事会は、地域統合の創設、構成国の増加等に関する作業部会の事実認定の報告に基づいて適当な場合には勧告を行う (パラグラフ 7)。</li> </ul> <p>(b) アンチダンピング協定第 4 条 3 項</p> <p>二以上の国が GATT 第 24 条 8 項(a)の規定により、単一の統一された市場としての性格を有する統合の水準に達した場合には、統合された全地域における産業は、アンチダンピング協定の適用上、一つの国内産業とみなされる。</p> <p>(c) 補助金協定第 16 条 4 項</p> <p>アンチダンピング協定と同様に規定。</p> <p>(d) セーフガード協定第 2 条 1 項脚注</p> <p>本協定のいかなる規定も、GATT 第 19 条と第 24 条 8 項との関係についての解釈に予断を与えるものではない。</p> <p>(e) 原産地規則協定附属書 II</p> <p>一般特惠関税と並び、地域貿易協定における特惠関税についても、以下のようなことを確保。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特惠原産地規則が適用される場合において満たされるべき要件を明確に定めること (パラグラフ 3 (a)(i))。</li> <li>・ 特惠原産地規則は積極的な基準を基礎としなければならないこと (パラグラフ 3 (b))。</li> <li>・ 特惠原産地規則に関する法律等を GATT 第 10 条 1 項 (貿易規則の公表) に従って公表すること (パラグラフ 3 (c))。</li> <li>・ 特惠原産地規則を濫及的に適用してはならないこと (パラグラフ 3 (e))。</li> </ul>
---

<図表 15-5> サービス協定 (GATS) 第 5 条 (経済統合)

<p>サービス分野における経済統合には、GATS 第 5 条の規律がかり、特に以下 3 つの要件が重要である。(注)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 相当な範囲の分野を対象としていること (GATS 第 5 条 1 (a))</li> <li>(2) いずれのモードも予め排除していないこと (GATS 第 5 条 1 (a)への注釈)</li> <li>(3) 実質的にすべての差別が合理的期間内に撤廃されること (GATS 第 5 条 1 (b))</li> </ol> <p>上記(1)の「相当な範囲の分野」の内容及び(3)の合理的期間の長さについては、明確な定義はなく、今後の議論が待たれる。</p> <p>なお、これらの要件に関しては、途上国に対する例外として、その国の発展の水準に応じて弾力的に適用することが規定されている (GATS 第 5 条 3 (a))。また、途上国間の協定においては、域内で設立された企業であっても第三国に支配されているものは差別な待遇を認める旨の規定がある (GATS 第 5 条 3 (b))。これは、第三国に支配されていても域内で設立された企業であれば差別できない旨の規定 (GATS 第 5 条 6) に対する例外であり、ウルグアイ・ラウンド時にメルコスールの制度を維持するために挿入された規定と言われている。</p> <p>GATS 第 5 条 2 は、上記(3)の要件 (実質上のすべての差別) の評価に際し、当該サービス自由化協定</p>
--

の、関係国間での貿易の自由化との関係を考慮できる旨規定しており、FTAで物品の自由化をする場合は、サービスの自由化の要件を緩和できるという方向に働く規定である。なお、物品やサービス分野の自由化範囲等は、WTOのRTA委員会において審査されることになる。

(注) サービスの地域貿易協定に関するその他の要件として、次のものがある。

- ・協定外の加盟国に対して、それぞれの分野におけるサービス貿易に対する障壁の一般的水準を当該協定発効前の水準から引き上げるものであってはならない(第4項)。
  - ・逆補償を求めてはならない(第8項)。
- (なお、約束表については第III部第2章サービスを参照。)

## ②開発途上国間の地域貿易協定の扱いについて

開発途上国間の地域貿易協定については、開発途上国に対する貿易上の特別待遇の根拠となる東京ラウンド交渉の際の1979年の締約国団決定(いわゆる「授権条項」: Enabling Clause; 第1章「最恵国待遇」参照)において特則が合

意されている。授権条項は、以下のような要件に適合することを条件(図表15-6)に、発展途上国間の関税・非関税障壁の削減・撤廃を目指す地域貿易協定を、GATT第1条(最恵国待遇)の例外として認めている(パラグラフ2(c))。

### <図表15-6> 授権条項における要件

(要件)

- ・開発途上国の貿易を容易にし、かつ促進するように及び他の締約国の貿易に対して障害又は不当な困難をもたらさないように策定されなければならない(パラグラフ3(a))。
- ・関税その他の貿易制限を、最恵国待遇の原則に基づいて軽減し又は撤廃することに対する障害となってはならない(パラグラフ3(b))。

(締約国団への通報、協議)

- ・締約国団に対する通報及び情報提供(パラグラフ4(a))。
- ・利害関係を有する締約国の要請があった場合には、速やかに協議を行うための適当な機会を与えること(パラグラフ4(b))。

この授権条項はGATT第24条との関係につき何等言及していないため、授権条項による発展途上国間の地域貿易協定とGATT第24条との関係について、以下の3通りの考え方のうち、いずれを採用すべきか不明確となっており、授権条項に基づき通報された地域貿易協定は、追加的な問題を引き起こした。

- (a) 授権条項は、途上国の輸出力増大・経済発展のために決定されたものであり、発展途上国間の地域貿易協定は、授権条項によって判断する。
- (b) 授権条項は、本来、部分的・非包括的な

協定を扱うものであり、また、措置を講ずる加盟国に対して一定の通報義務と協議義務を課しているに過ぎず、本格的な地域貿易協定を扱うものとしては不十分である。本格的な地域貿易協定については、あくまでも、GATT第24条によって判断する。

- (c) 途上国間の地域貿易協定については、GATT第24条と授権条項の両方を勘案して判断する。

本問題については、1992年3月に通報されたメルコスールの審査方法に関連してGATTの中で初めて検討された。ここでは、メルコスー

ルを GATT 第 24 条の下で通報すること及びその審査のための作業部会を GATT 理事会に設置することを要求する国があったが、検討の結果、理事会ではなく「貿易及び開発に関する委員会 (CTD: Committee on Trade and Development)」の下で審査を行うこと及びその付託事項 (授權条項及び GATT 第 24 条に照らし審査し、その結果を締約国団に報告するとともに、理事会にその写しを送付すること) につきコンセンサスが得られた。なお、後述する WTO 地域貿易協定委員会 (CRTA) が 1996 年 2 月に新設されたことに伴い、審査は同委員会で実施されている。また、AFTA (ASEAN Free Trade Area) に関しても同様の議論が行われたが、いまだコンセンサスが得られておらず、現時点では CTD への通報のみが行われている。

2001 年 11 月のドーハ閣僚宣言を受け、CRTA での審査手続の明確化など、地域貿易協定の透明性向上を目指した議論が、ルール交渉部会において進められ、前述のように、2006 年 12 月 14 日に行われた一般理事会において、地域貿易協定の審査の手続を明確化した透明性メカニズムが採択された (詳しくは、③(b)参照)。これにより、授權条項根拠の地域貿易協定も本透明性メカニズムの対象となること、審査の場は CRTA ではなく CTD とするが、他の案件と一緒に審査するのではなく、専ら地域貿易協定を審査するための会合 (dedicated session) として開催することが決定した。

### ③地域貿易協定委員会 (CRTA) における検討— 規則及び手続の改善—

地域貿易協定の増大に従い、既存の地域貿易協定の定期通報の審査負担が増加することが予想される。このため、審査の効率化を目的とする単一の委員会による審査体制への移行が合意され、1996 年 2 月の一般理事会で地域統合につ

いての専門委員会として「地域貿易協定委員会 (CRTA: Committee on Regional Trade Agreements)」が設置された。CRTA では、従来、物品理事会、サービス理事会及び CTD の下で、地域貿易協定毎に設置された個別作業部会が行っていた審査を統一的に実施し、審査の効率化を図ること等のほかに、地域統合が多角的貿易体制に与える影響の分析等を検討することが合意された。具体的には、(a)通報された地域貿易協定 (※) の審査、(b)既存の地域貿易協定の実施状況の報告システムの検討、(c)審査手続の改善策の検討、(d)多国間貿易体制に対し地域貿易協定がもつシステミックな問題及び両者の関係の検討等が付託事項となった。

なお、上記のうち(a)を除く事項については、2001 年 11 月のドーハ閣僚宣言で新ラウンドの交渉事項となり、現在ルール交渉部会で議論が行われている。

※通報された地域貿易協定の概要と審査状況については WTO のウェブサイトで公開されている ([http://www.WTO.org/english/tratop\\_e/region\\_e/region\\_e.htm](http://www.WTO.org/english/tratop_e/region_e/region_e.htm))。

#### (a) 地域貿易協定の審査

WTO のまとめによると、2006 年 9 月 15 日時点で 211 の協定が通報されているが、事実審査は進んでいるものの、結果として CRTA 設置後は 1 つも審査報告書は採択されていない (事実審査が要求されていない: 33、事実審査未開始: 65、事実審査継続中: 19、事実審査終了: 69、報告書案協議中: 7、報告書採択: 20)。なお、審査報告書案はすべて両論併記の内容となっている。

#### (b) 新規の地域貿易協定の審査手続の改善策の 検討

新規の地域貿易協定審査において、数年分の

未審査案件が溜まっていることや提供情報が不十分である等の問題を解決し審査手続を改善するため、情報提供の標準フォーマット及び審査手続がルール交渉部会で検討されてきた。2006年12月14日に行われた一般理事会において、透明性メカニズムが採択され、これにより地域貿易協定の審査手続が明確化された。ドーハ宣言パラ47の「アーリーハーベスト」として暫定的に適用される。また、一年後にその運用を踏まえてシステムを見直し、恒久的なメカニズムにする予定である。従来からの運用から主に以下の点について変更がある。

1. 地域貿易協定の審査は通報から1年以内に終える。
2. 従来どおり、授權条項根拠の地域貿易協定は、CTDで審査するが、(他の案件と一緒に審査するのではなく)専ら地域貿易協定を審査するための会合(dedicated session)として開催する。
3. 地域貿易協定当事国は必要なデータをWTO事務局に提出し、WTO事務局が事実報告書を作成する。(従来は、ほとんどの審査報告書が当事国によって作成されている。)

また、次のような点も明確化された。

- ・ 地域貿易協定交渉を開始したことをWTOに通報する努力義務
- ・ 署名された地域貿易協定の署名日、発効日を、発効前にWTOに通報する義務
- ・ WTOに情報提供すべき内容の明確化(地域貿易協定税率、実行税率等)

- ・ 情報提供を通報から10週間以内(途上国間地域貿易協定の場合は20週間以内)に行う義務

#### (c) 既存の地域貿易協定の実施状況の報告を改善するための検討

地域貿易協定の実施状況に関する報告については、透明性メカニズムにおいて、以下の手続に従って行われることが合意された。

1. 地域貿易協定の運用変更は、変更後速やかに通報する。
2. 実施期間終了時に自由化約束の達成度について簡潔な報告書(a short written report)を提出する。
3. 要求に応じ、WTO機関は上記1、2の内容についての意見交換の機会を提供する。
4. 上記1、2の内容はWTOウェブサイトで公開する。WTO事務局は概要を加盟国へ定期的に配布する。

#### (d) 地域貿易協定に対する実体的規律の検討

ルール交渉部会では、地域貿易協定に対するWTOの実体的規律の明確化を目指した議論が進められている。「実質上のすべての貿易」の基準、移行期間、「他の制限的通商規則」の概念等(GATT第24条8項)が主な論点となっている(図表15-7)。我が国としても、地域貿易協定がWTOのマルチの貿易体制をむしろむくことがないよう、高い規律を目指して議論に参加している。

<図表 15—7> 地域貿易協定に対する WTO の実体的規律についての GATT における主要な論点

<p><b>①第 24 条 5 項「その他の通商規則の全般的な水準」</b></p> <p>第 24 条 5 項は、関税及びその他の通商規則は域外に対して障壁を上げてはならないと規定しているが、障壁が上昇したか否かの評価方法については解釈が別れている。関税の全般的な水準については「貿易量を加味した加重平均」を用いることが合意されたが、「その他の通商規則の全般的な水準」に関する判断方法をどうすべきかが論点となっている。</p> <p><b>②第 24 条 4 項と 5～9 項との関係</b></p> <p>第 24 条 4 項は、関税同盟、自由貿易地域の目的が域内の貿易を自由化することであり、域内と他国との貿易に対する障害を引き上げることのないことを認めると規定。また、第 24 条 5～9 項は、関税同盟及び自由貿易地域が GATT 上認められるために、その関税及びその他の通商規則が満たすべき要件、GATT 上必要な手続、関税同盟及び自由貿易地域の定義等を規定している。</p> <p>このため、4 項はそれに続く 5～9 項によりその具体的内容を規定されており、4 項自体は判断基準ではない（即ち 5～9 項の要件を満たせば自動的に 4 項を満たしている）という解釈に基づいて、関税同盟形成に伴って域外国に対して個々の措置ごとにみると新たに障壁が設けられたとしても、5 項(a)の「全体として」保護の水準が上昇していなければ、4 項でいう域外との障害を引き上げたことにはならないという EU 等の意見と、4 項それ自体も判断基準とする域外国との意見が対立している。</p> <p><b>③第 24 条 8 項「実質上のすべての貿易」</b></p> <p>第 24 条 8 項は、地域統合による域内自由化の対象は「実質上のすべての貿易」と規定しているが、何をもって「実質上のすべて」とするかについての合意された基準はなく、貿易額をベースとした基準を主張する意見と、品目数をベースとした基準を主張する意見とが存在し、さらに、主要セクターが自由化されていない等を問題視した質的基準についても検討すべきことが提案されている。</p> <p><b>④第 24 条 8 項と他の WTO 協定との関係</b></p> <p>GATT 第 24 条 8 項において、撤廃すべき制限的通商規則の例外として、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 20 条が列挙されているにもかかわらず、第 19 条（セーフガード）及び第 6 条（アンチダンピング）が挙げられていないため、UR 交渉による WTO 義務の拡大や新たな関税同盟の成立等の際に問題が顕在化した。</p> <p>具体的には、地域貿易協定の拡大に際して、従前の構成国で行われていた措置、（セーフガード、アンチダンピング、輸入制限）を新たな構成国に自動的に拡大すること、また、域内国を除外して域外国のみに対して措置を発動することが、第 24 条 8 項で正当化されるか否かが論点となっている。</p>
--

**(3) 経済的視点及び意義**

貿易や投資等に与える地域統合の経済効果は、大きく分けて静態的效果と動態的效果が考えられる。今後、我が国が締結する地域統合が増えるに従い、静態的效果と動態的效果を合わせた総体としての評価が必要であろう。

<静態的效果>

地域統合に伴う域内国間の貿易障壁撤廃は、域内で取引される財・サービス価格の変化を通じて、域内・域外との貿易量や経済厚生をそれ

ぞれ変化させる。域内障壁の削減に伴い、従来、域内国において行われていた輸出入がさらに拡大する場合（貿易創造効果）、輸入国の消費者は輸入していた同じ財・サービスを従来よりも安く消費することができ、一方、輸出国の生産者は輸出の拡大による利益を得ることができるため、域内国の経済厚生は上昇する。

他方、地域統合においては貿易障壁撤廃の対象国が域内のみ限定されるため、従来、域外国から輸入していた財・サービスの一部は域内国からの輸入に転換される場合がある（貿易転

換効果)。この場合、域内国の経済厚生を下げる方向に働く。

### ＜動態的効果＞

上記、静態的効果に加え、地域統合の締結は、加盟国の経済成長に対して主に二つの経路で影響を与える。

#### (a) 生産性上昇に伴う経済成長

地域統合の締結は、以下で掲げる生産性上昇要因により、加盟国の経済成長率を上昇させる。

域内の貿易障壁が削減される結果、市場規模が拡大し、規模の経済が実現することに伴う生産性上昇（市場拡大効果）、安価な財・サービスの流入や外資系企業の参入に伴う国内市場の競争促進による生産性上昇（競争促進効果）、海外の経営者、技術者などが自国市場に参入してくる場合に優れた経営ノウハウや技術が自国に拡散することに伴う生産性上昇（技術の拡散効果）、加盟国間でより効率的な政策・規制のあり方に関するノウハウが共有されることに伴う生産性上昇（制度改革効果）。

#### (b) 資本蓄積に伴う経済成長

地域統合が締結される結果、加盟国の政策や規制に関する不確実性の減少、あるいは加盟国における期待収益率の上昇などを通じ、直接投資などの形態で海外から資本が流入・蓄積され、当該国の生産量の拡大に寄与する。

ただし、域外産品に対して差別的な貿易政策が地域統合によって採られた場合、地域間の投資パターンに歪みをもたらす可能性がある（投資転換効果）。例えば、地域統合の原産地規則の要求が厳しいものであれば、域外から域内への輸出に替え、域外から域内への直接投資が促されることが考えられる。

### ＜地域統合の経済的評価＞

上記各効果がトータルとして域内国及び域外国へどのような影響を与えるかは、地域統合の協定内容、加盟国の市場規模、所得水準、技術水準、産業構造などによって異なる。静態的効果の観点から域外国への影響を見た場合、地域統合の性格からして、対外障壁が絶対的に高まらなくても、相対的に高まることによって、域外国からの輸入が域内国からの輸入に対して競争上不利な立場に置かれがちであることは否めない。

しかし、動態的効果によって域内国の実質所得が上昇する場合、域外国との貿易増加も期待できるほか、域内国産業の生産性の向上によって対外競争力が強化されれば、将来的に域外国との貿易を自由化するための反対圧力も緩和されて、世界的な貿易自由化に対してもプラスの影響をもつと期待することができる。

趨勢的に見れば、多国間ベースでの関税引下げ努力により、地域統合の関税面での域外差別性は減少しているが、一方で、各種の域外差別的な規定、政策が導入され、域外国が不利益を被る例が見られる。具体的には、一部協定において、GATT / WTO の原則及び関連規定に反すると思われるものには以下のような例がある。

- ①特定産品につき所定の条件を満たせば相互に関税をかけない旨規定する一方で、域外からの域内への企業の新規参入を認めない。
- ②地域統合締結に伴って域外国に対する関税を実質的に引き上げる。

このような事例が地域統合の組成に際して繰り返されることは問題である。域外国が地域統合に伴う利益を享受し、実質的な対外障壁を緩和するような形で統合が進められることが必要である。

---

## 2. 主要ケース

---

### (1) トルコー数量制限の導入 (DS 34)

トルコは、EU—トルコ関税同盟の締結にあたり、EUが従来から行ってきた繊維に関する残存MFA規制の実効性を保つことを目的として、EUが数量制限を行ってきた品目と同様の品目について1996年1月1日より一方的に新たな数量制限を導入した。この措置は、WTO以前から残っていた措置以外には経過的安全措置を除く新規の輸入制限措置の導入の禁止を定めた繊維協定第2条のみならず、GATT第11条「数量制限の一般的禁止」及びGATT第24条5項(a)「関税同盟の組織前の通商規則より高度なものであるか又は制限的なものであってはならない」の規定に明白に違反するものと考えられる。本案件にはパネル及び上級委員会において我が国も第三国参加したが、その結果、GATT第11条、第13条に違反し、繊維協定第2条に反するとしてインド側の主張が認められた。

### (2) EU—バナナの輸入制限 (DS 27)

1989年12月当時、EUはACP諸国(アフリカ・カリブ海・太平洋諸国)との間で、加盟国と旧植民地国間の特恵措置を定める第4次ロメ協定を締結し(期間10年)、これに基づきバナナの輸入に関してACP諸国を優遇していた。

市場統合前のEUのバナナ輸入制度は、ACP諸国からの輸入に対してはロメ協定に基づいて従価20%の関税適用を免除した無税による輸入を認めており、さらにEU加盟国が輸入数量制限措置を行っていた。これに対して、コロンビア、コスタリカ、グアテマラ、ニカラグア及びヴェネズエラの要請によって1993年2月に

パネルが設置され、同年6月パネル報告書が出された。その中では、EU加盟国の輸入数量制限措置がGATT第11条1項(数量制限の一般的禁止)違反であるほか、ACP諸国に対するバナナの特恵措置がGATT第1条違反であり、第24条で正当化されないとされた。しかし、EUはこのパネル報告書の採択に応じなかった。

またEUは、1993年1月の市場統合に伴い、バナナ輸入の共通制度として、従来の各加盟国が行ってきた輸入数量制限の代わりに関税割当制度を導入し、また関税も従価税を従量税に変更することを決定した(同年7月施行)。

これに対し、コロンビア、コスタリカ、グアテマラ、ニカラグア及びヴェネズエラの5か国がGATT第1条、第2条、第3条、第11条等の違反を主張。

二国間協議では合意に至らなかったため、1993年6月にパネルが設置された。パネルは、1994年2月に報告書を取りまとめ、①従価税から従量税への変更は、GATT第2条1項(譲許税率より不利でない税率の適用)違反、②関税割当の数量枠の配分及び税率における差別は、ACP諸国産バナナの販売を優遇するものであり、GATT第1条(最恵国待遇)違反とし、③GATT第1条違反は自由貿易地域等を理由として第24条により正当化されないとした。

第24条によりACP諸国へのバナナの特恵措置が正当化されるか否かについては、パネルは、ロメ協定がEUのみ貿易障壁を撤廃する義務を負い、ACP諸国は何ら義務を負わないことに着目し、一部の構成地域だけが制限的通商規則を廃止する非相互的協定はGATT第24条の自由貿易協定に該当しないと判断した。した

がって、EUがこれまでも主張してきた、第4部（貿易及び開発）の規定により先進国が発展途上国に対し一方的に貿易障壁を廃止し途上国に自由化の義務がない協定であっても第24条の要件を満たすとする解釈は、一般特惠制度にウェーバーが設けられたこと及び授權条項が合意された事実を考慮して採用しなかった。

本パネル報告書は、1994年3月以来、採択のため理事会に付されていたが、EUはその採択に応じないままGATTが1995年末で終了したため、本パネル報告書は採択されることがなくなった。この間、EU及びACP諸国は第4次ロメ協定に関しGATT第1条1項（最恵国待遇）についてのウェーバー（義務の免除）を申請し、1994年12月のGATT総会においてその取得が認められた。

なお、EUはUR交渉の中で、パネル提訴の取り下げと引換えにバナナの関税割当について増枠のオファーを行い、グアテマラを除く4か国との間で合意に達した。このうちコロンビア、コスタリカへの割当については、1995年1月1日から同合意内容に即して実施されている。

その後、ウェーバー取得後のEUの新たなバナナ輸入制度についても、1996年5月に米国、グアテマラ、ホンデュラス、メキシコ及びエクアドルの申立によりGATT第1条（最恵国待遇）及び第13条（数量制限の無差別適用）等の違反を理由としてパネルが設置され、1997年4月にパネル報告が、9月に上級委報告がそれぞれ提出され、同月のDSB会合において採択された（本パネル報告書及び上級委員会報告書の内容については第II部第1章「最恵国待遇」、勧告の実施を巡る米・EU間の争いについては第II部第14章「一方的措置」を参照。）。